

# ○可茂衛生施設利用組合基金条例

令和 2 年 7 月 1 5 日  
可茂衛生施設利用組合条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置並びに基金の管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 特定の目的のために資金を積立てるため、次の表に掲げる基金を設置する。

基金の名称	設置の目的
財政調整基金	年度間の財源調整の資金に充てるため。
施設整備基金	可茂衛生施設利用組合が設置及び管理する施設の整備の資金に充てるため。

(基金の積立て及び処分)

第 3 条 基金は、毎年度、予算に定める額を積み立てるものとする。

2 基金は、設置の目的に充てる場合に限り、その全部又は一部を予算の定めるところにより処分することができる。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の取崩し)

第 7 条 管理者は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第 2 条第 2 項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第 2 条第 2 項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第 2 項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第 2 項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(1) 可茂衛生施設利用組合財政調整基金条例（昭和52年可茂衛生施設利用組合条例第2号）

(2) 可茂衛生施設利用組合金融機関に係る保険事故に対応するための基金条例の特例を定める条例（平成14年可茂衛生施設利用組合条例第1号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、次の表の左欄に掲げる旧条例による基金は、当該右欄に掲げるこの条例（以下「新条例」という。）による基金とみなす。

旧条例による基金	新条例による基金
可茂衛生施設利用組合財政調整基金	財政調整基金